

米国国際安全保障諮詢委員会報告書の概要（沖縄県作成）

1 概要

米国国際安全保障諮詢委員会は、国際安全保障等に関する継続的な情報源を米国国務省に提供するために設置された連邦諮詢委員会である。

本報告書は、地位協定に関する米国の交渉のための戦略及びそのような協定を巡る課題についての調査に取り組むようにという国務省からの要求に基づいて作成されたものとなっている。

報告書では、米国軍人・軍属の地位の保護が必要な理由、地位協定が用いるべき書式、地位協定が適用される主題及び人物について説明した上で、地位協定の適用における格差をなくし、現行の協定の実施を強化することや受入国との協議に際してさらなる柔軟性と寛容さを認めるべきであることなどを勧告している。

2 主要な項目の要旨

(1) 駐留軍に対する受入国の国内法適用について

① 7ページ

地位協定は、その定義づけによって、ある国に滞在する外国人は当該国の法律の適用対象であるとする基本的な国際法のルールの下で別途受入国が保有する主権を脅かす可能性があるために・・・

② 15ページ

一般的には、その国が自国の裁判権についてある種の制限を設けることに同意していない限り、その国にいる人はその国の法律が適用されることが国際法上のルールであることが認められている。

③ 26ページ

受入国に駐留する米国の軍人・軍属には、当事国間で合意に達した適用除外が認められるが、米国に駐留する受入国の軍隊は、完全に米国法の適用対象となる。

（注：沖縄県）

日本政府は、「一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されず、このことは、日本に駐留する米軍についても同様です。このため、米

軍の行為や、米軍という組織を構成する個々の米軍人や軍属の公務執行中の行為には日本の法律は原則として適用されませんが、これは日米地位協定がそのように規定しているからではなく、国際法の原則によるものです。(外務省ホームページ)」との立場を取っており、米国国際安全保障諮問委員会が報告している内容とは逆の立場になっている。

(2) 軍属の範囲について

① 24ページ

国防総省のためにサービスを遂行する個人又は法人で直接の被雇用者ではないコントラクターが地位協定の適用を受けることは極めて例外的なことである。

② 54ページ

事業者の従業員やそれらの活動の実際の監督、審査及び監視について管理する権利を米国がほとんど有していないのであれば、米国は、いずれの事例においても、米国政府の要員/従業員に認められているのと同様の司法上の特権及び免責特権をそのような事業者の従業員等のために求めるべきではない。

(注：沖縄県)

日米地位協定においては、国防総省の直接雇用ではないコントラクター^{*}の被用者も軍属の範囲に含まれている。

【参考 1】

日米地位協定

第 1 条 (b)

「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条 1 に掲げる者を除く。）をいう。

NATO軍地位協定

第 1 条 (b)

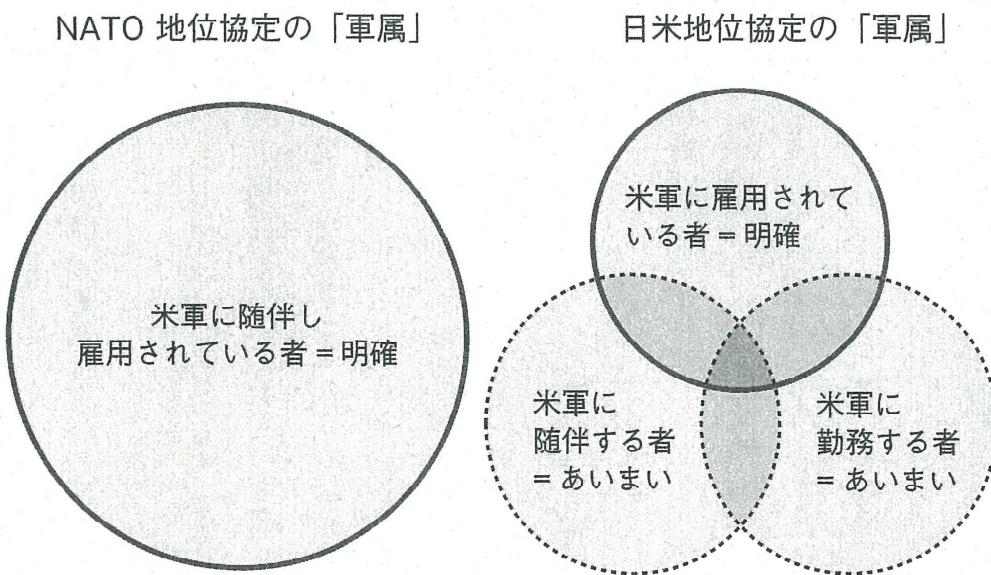
「軍属」とは、締約国の軍隊に随伴する文民であり、締約

国の軍隊に雇用され、無国籍の者ではなく、北大西洋条約締約国でない国の国民ではなく、かつ軍隊が置かれる国に通常居住する者でない者をいう。

※contractor（コントラクター）・・・契約者、請負人、土建業者（研究社 新英和中辞典より）

【参考2】

日米地位協定とNATO軍地位協定の軍属の範囲の違い（イメージ図）



※上記のイメージ図は「伊勢崎賢治、布施祐仁『主権なき平和国家 地位協定の国際比較からみる日本の姿、P23』集英社（2017年）」から引用

（注）本文中の下線は、いずれも沖縄県が付加したものである。